

タブレットPCの使用について（お願い）

入梅の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素より、佐渡市小中学校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、この度、文科省が進めるGIGAスクール構想実現に向けて、当校にも一人一台の学習者用タブレットPCが整備されました。タブレットPCは学びを深めたり、学校生活を豊かにしたりする目的で佐渡市が児童生徒一人一人に貸与したもので、今後Teams for Education等を活用し、授業のICT化を進めていく予定です。現在児童生徒には別紙「タブレット活用のルール」を指導の上、タブレットPCの活用を始めたところです。

つきましては、保護者の皆様も別紙「タブレット活用のルール」をご覧くださいくとともに、下記の留意事項をご確認いただきタブレットPCの使用についてのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 タブレットPCの使用に関する留意事項**(1) 使用について**

- ・タブレット端末は大切に使用するよう学校でも指導しますが、お子さんが故意に破損等させた場合においては、修理に係る費用を負担していただきます。
- (2) アカウント名やパスワードは自分で管理し、他人に教えないように指導します。忘れたときは、先生に伝えるように指導します。**

2 タブレットPCの使用に際して指導するルール、モラル**(1) 個人情報保護について**

- ・写真撮影や、音や映像を録音・録画する際には、相手の許可（肖像権等）をとるよう指導します。
- ・自分や他人の個人情報をSNSやホームページ上に公開しないよう指導します。

(2) 人権侵害について

- ・心を傷つけたり、不快感を与えたりしないように、相手を思いやって使うよう指導します。

(3) 著作権について

- ・他人の作品や表現を尊重し、使用するときは許可をとってから使用するよう指導します。

(4) インターネットの利用について

- ・インターネットで、不適切なサイトを閲覧したり投稿したりしないよう指導します。

※タブレット端末でどのホームページを見たか（アクセス履歴）は、自分のタブレット上で消しても教育委員会にわかるように設定されています。（法律違反や不適切な使い方をしていないかを先生が確認することもあります。）

(5) 健康面について

- ・目とタブレットPCまでの距離をなるべく30cm離し、良い姿勢で使うよう指導します。
- ・健康面に留意し、環境に配慮しながら、長時間使用せず、時間を決めて使用できるよう指導します。

3 その他

○上記2の内容につきましては、ご家庭におかれましてもお子さんがルール、モラルを守ってPC等を使用できるようにご指導いただきたくお願いいたします。